

平成21年度第9回庁議 会議録

[日 時] 平成21年11月19日(木) 午前8時30分～午前9時38分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

※議会事務局は課長代理出席。

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

※会派説明報告(企画部)

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

(3) 10か年実施計画要望状況について (企画部)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

おはようございます。12月議会は、11月30日開会予定です。今週の月曜日からは会派説明が始まっておりますので、そこでの質疑応答もあったと思います。各部局、質問が予想される項目については事前に準備するなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議事

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市長 それでは、議事に入る。

市議会定例会提出議案についてであるが、まず、会派説明の報告を企画部からお願いする。

<企画部長>

会派説明については、8項目について、15日から17日にかけて実施された。

1項目目の12月補正予算について。全国臨時警報システム、いわゆる「J-ARART」については、今後の展開について、消防との関係や防災行政無線との連動について質疑があった。また、マンダリンパイレーツに出資をする事になっているが、そのことによって経営は安定するのか、という質問があった。また、森林そ生緊急対策事業を実施する事となっているが、事業が具体的にどのようなスケジュールで行なわれるのかという事業内容についての質問があった。また、都市公園

整備事業については、中萩きらきら公園であるが、フットサル場の管理についてどう考えているか、また、東川沿いの道路についてどう考えるのかという質問があった。

2項目目の新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について。仮称であるが、債権管理対策室を新たに設置することで、取り扱う債権の範囲はどこまでか、また、差押等どのような事務をおこなうのかという質問があった。また、消費生活センターを設置することで、その場所等についての質問があった。

3項目目の慈光園建設事業について。課題となっていた整備等様々なものがあったが、その対応についてどのようにしたか、建設坪単価についての考え方、備品購入費の計上についてどのような内容で考えているかという質問があった。

4項目目の下水道使用料の改定について。4年毎に見直すとのことだが、どこまで続いていくのかという質問、また、都市計画税の見直しが課題となっているが、同時に見直すという事ではなかったかという意見、また、水洗化の促進対策はどのようにしているかという質問があった。

5項目目の新居浜市墓地条例の一部改正について。合葬式墓地の期間満了後の扱いとか使用期間の変更等細かな使用条件に関する質問があった。また、合葬式墓地の管理運営方法についてはどうするのか、それともう1点、平面墓地の永代使用料が見直されるのだが、若干高いのではないかという意見もあった。

6項目目の別子山地域の生活交通の確保について。コミュニティバス方式で実施ということだが、他の方法との比較検討はしたのか、平成25年度までということの地元理解は得られているのか、また、四国中央市との連携ということで、四国中央市との協議はどのような状況だったのかという質問があった。

7項目目の新居浜市立学校教育施設使用料条例の一部を改正する条例について。地域の意見は聴取しているのか、どのような内容であったか、また、減免についての考え方、特に、子供たちの減免についての考え方はどうか、また、収入見込みはどの程度あるのか、という質問があった。

8項目目の新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。旧図書館の改修の内容についての質問、また、文化センター本館の2階の会議室等が廃止されるが、その利用状況、廃止後の対応策についての質問があった。

市長 それでは、議案の説明に入る。総務部から。

<別添資料、市議会定例会資料に沿って説明>

<総務部長>

総務部から、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第82号及び追加提出予定の工事請負契約議案、並びに人事案件について説明する。

まず、議案第76号「新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、特定任期付職員について、人事院勧告に伴う国の一般職の特定任期付職員に係る給与改定に準じ、給料及び期末手当について、改正しようとするものである。この改正条例第1条中、第7条第1項の表の改正については、弁護士や公認会計士、大学教員など、その高度の専門的な知識経験や優れた識見を活用するため、一定期間、職員として採用した者、いわゆる「特定任

期付職員」の給料月額を改定しようとするものである。第8条第2項の改正については、12月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の180」から「100分の165」に改めようとするものである。

次に、この改正条例第2条は、第8条第2項に規定している、6月に支給する期末手当について、支給割合を「100分の160」から「100分の145」に改めようとするものである。なお、平成21年6月の期末手当の支給割合については、平成21年条例第14号「新居浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」の規定により、100分の145の特例を適用済みである。この改正条例中第1条の規定については、平成21年12月1日から、第2条の規定については、平成22年4月1日から施行したいと考えているが、この条例の規定に基づく特定任期付職員は、現在のところ、採用していない。

次に、議案第77号「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、議案第78号「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定について、及び議案第79号「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。改正の内容についてであるが、議会議員、特別職の職員及び教育長について、いずれも人事院勧告に伴う国の指定職俸給表の適用を受ける職員に係る給与改定に準じて、平成22年以降の6月に支給する期末手当の支給割合を「100分の160」から「100分の145」に、平成21年以降の12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の175」から「100分の165」に、それぞれ改めようとするものである。なお、平成21年6月の期末手当の支給割合については、平成21年条例第15号「新居浜市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」、平成21年条例第16号「新居浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び平成21年条例第17号「新居浜市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」の規定により、それぞれ100分の145の特例を適用済みである。これら3件の条例については、いずれも12月に支給する、期末手当の改定に係る部分は、平成21年12月1日から、6月に支給する期末手当の改定に係る部分は、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第80号「新居浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の制定については、一般職の職員について、人事院勧告に伴う一般職の国家公務員に係る給与改定に準じて、給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定しようとするものである。まず、改正条例第1条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部改正」についてである。第22条第2項及び第3項の改正については、12月に支給する期末手当について、再任用職員以外の職員の平成21年度以降の支給割合を「100分の160」から「100分の150」に、再任用職員の平成21年度の支給割合を「100分の85」から「100分の80」に改定しようとするものである。第23条第2項第1号の改正については、勤勉手当について、再任用職員以外の職員の平成21年度以降の支給割合を「100分の75」から「100分の70」に改定しようとするものである。別表第1の改正については、行政職給料表について、初任給を初めとする若年層に適用される部分を除き、給料月額を引き下げようとするものである。

次に、改正条例第2条についてである。第22条第2項及び第3項の改正については、6月に支給する期末手当について、再任用職員以外の職員の平成22年度以降の支給割合を「100分の140」から「100分の125」に、再任用職員の平成22年度以降の支給割合を「100分の75」から「100分の65」に改定するとともに、12月に支給する期末手当について、再任用職員の平成22年度以降の支給割合を、改正条例第1条の規定による改定後の「100分の80」から「100分の85」に改定しようとするものである。第23条第2項第2号の改正については、再任用職員に支給する勤勉手当の支給割合について、今年度の6月は「100分の30」、12月は「100分の40」であるところ、平成22年度以降の6月、12月ともに「100分の35」に改定しようとするものである。なお、平成21年6月の期末手当及び勤勉手当の支給割合については、平成21年条例第18号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の規定により、再任用職員以外の職員の期末手当は「100分の125」、勤勉手当は「100分の70」、再任用職員の期末手当は「100分の70」、勤勉手当は「100分の30」とする特例を適用済みである。

次に、改正条例第3条「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正」についてである。平成18年条例第5号「新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の附則第7項において、同年4月から実施されている給与構造改革による給料水準引下げに伴う経過措置、いわゆる現給保障に係る規定をしているが、この規定により保障されていた給料月額についても、今回の引下げ改定の対象となる職員が受けるものについては、調整率「100分の99.76」を乗じて得た額に改定することとし、減額しようとするものである。次に、この条例の附則第2項及び第3項については、民間給与及び国家公務員との均衡を図るための、所要の調整措置を規定している。なお、この条例中、第1条及び第3条の規定並びに附則第2項から第4項までの規定は平成21年12月1日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第82号「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」の制定についてである。平成19年4月に公布された「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、船員保険法及び労働者災害補償保険法の一部が改正され、一部の規定を除き平成22年1月1日から施行される。この改正により、船員保険制度のうち「職務上疾病・年金部分」が労働者災害補償保険制度に統合されることになり、一部の地方公務員である非常勤の船員に係る公務災害については、船員保険法を初めとする法律に基づく給付が行われなくなる。結果として、地方公務員災害補償法第69条の規定により、これらの職員が本条例の適用対象に加わってくることとなるため、正規職員である船員及び短時間勤務職員である船員に対し法令により保証されている公務災害補償の範囲と同等の補償を、これらの非常勤職員である船員について適用することとするため、条例の一部を改正するものである。条例改正の内容であるが、第2条の改正につきましては、船員保険制度が労働者災害補償保険制度に統合されることに伴い、所要の条文整理を行うものである。第16条の改正については、「船員である職員に関する部分を除く」こととしている規定を削除することにより、改正前の本条例の対象であった船員ではない職員に適用される公務災害補償と同様に、本条例の対象として加わることとなる船員である非常勤の職員について、地方公

務員災害補償法第3章の規定を含め、本条例の規定が適用できることとなる。第12条第1項第3号及び制定附則第4条の2第2項の改正については、字句の修正をするものである。なお、この条例は、字句の修正部分を除き平成22年1月1日から施行したいと考えている。なお、非常勤の船員は、現在のところ、在職していない。

次に、追加提出予定の、契約議案及び人事議案についてであるが、それぞれ1件ずつ予定している。

まず、工事請負契約について説明する。本議案については、渡海船「おおしま」代替船建造工事であり、平成元年の建造から20年が経過し、老朽化した渡海船に替わる新船を確保するため、平成24年4月の就航を目指して、代替船の建造を図ろうとするものである。今回、平成24年3月31日までを工期として、契約額3億9,375万円で独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構と共同し、本瓦造船株式会社を請負者として、随意契約により、締結しようとするもので、「新居浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により議会の議決を求めるものである。随意契約の理由としては、今回の建造工事が機構との共有建造方式によることから、簡易公募型プロポーザル方式により建造造船所の公募を図り、応募のありました本瓦造船株式会社、石田造船建設株式会社の2者について、評価委員会での評価を基に本瓦造船株式会社を選定したものである。事業者選定におきまして、競争が終了しており地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約しようとするものである。なお、工事請負契約額の内、本市が負担する額は、工事請負契約額の1割にあたる3,937万5千円となっている。

次に、人事議案についてであるが、新居浜市監査委員の選任については、新居浜市監査委員、岡田稔氏は、平成21年12月31日をもって、任期が満了するので、新たに、委員の選任を必要とするため、議会の同意を求めるものである。

<建設部長>

報告第18号、「専決処分の報告」について説明する。

本件については、平成21年8月4日、市営住宅の長期家賃滞納者である入居者3名及び連帯保証人2名を被告として、市営住宅明渡等請求の訴えを提起しているが、このうち、入居者1名について、本人から滞納家賃等を全額支払いし、住宅を使用できるよう和解の申し出があった。これに対して、住宅を明け渡すか、もしくは明け渡さないのであれば滞納家賃等を全額支払うことを求める市の基本的な立場が和解協議のなかで確保されましたことから、訴訟上の和解に応じたものでございます。なお、本件については、入居者から平成21年9月28日付けで滞納家賃と督促手数料の合計27万2千円が支払われ、和解条項が履行されたので、平成21年10月2日付けで本件入居者の連帯保証人2名に対しては、訴えを取り下げている。

<企画部長>

議案第81号「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第88号から第93号までの補正予算議案について説明する。

まず、議案第81号「新居浜市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について」である。

組織機構の見直しについては、社会経済情勢が大きく変動するなか、行政需要の変化に対応した

効率的な組織機構となるようスクラップアンドビルドを行い、地方分権に対応した活力ある組織作りに取り組んできた所である。今回の条例改正は、来年近くに予定している行政課題に対応した行政組織の見直しにより、新たな組織が分掌することとなる事務と条例との整合性を図るとともに併せて事務分掌の整理を行なうため、新居浜市の事務分掌条例の一部を改正しようとするものである。第1条の企画部の関係については、現在愛媛県から事務処理の特例を受け、新居浜市が行っている東予港東港地区の管理事務について効果効率的に処理するため、企画部に港湾管理課を新たに設置する。また、行政と住民の信頼関係を構築うえで必要不可欠なコミュニケーション機能である広報活動と政策や事業に関する広報活動業務を一元化し、広報公聴機能の強化を図るため、現在、市民部広報相談課で所管している広報公聴業務を企画部行政管理課に移管する。次に、総務部の関係については、市民の安全安心及び危機管理を一元的に見直すため、現在、市民部広報相談課で所管している交通安全に関する業務を総務部防災安全課に移管する。このことに伴い、総務部に交通安全に関する事項を加えている。また、新居浜市における債権管理に関する方針、意思決定等を明確にし、債権管理の一元化による効率化を図るということで新たに総務部に仮称であるが債権管理対策室を設置する。このことに伴い、市税の賦課に関する事項を税務に関する事項に改め、また、市税の徴収に関する事項を債権管理に関する事項に改める。この条例については、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案第88号から93号の予算議案について、「平成21年度12月補正予算案の概要」に沿って説明する。まず、今回の補正予算の規模である。一般会計の今回の補正予算は、2億9,299万6千円を追加し、補正後の予算総額を441億2,182万5千円とするものである。前年度同期と比較すると、5.2%の増となっている。特別会計については渡海船事業特別会計ほか4会計の補正となっている。一般会計と特別会計を合わせると4.2%の増となっている。

一般会計補正予算の主な事業について説明する。まず、公共事業では、「全国瞬時警報システム整備事業」については、国の経済危機対策による防災情報通信設備整備事業交付金の内示により、緊急地震速報などの、緊急事態に関する情報を、市民に速やかに伝えるための全国瞬時警報システムを整備しようとするものである。次の、「森林そ生緊急対策事業」については、国の経済危機対策により愛媛県が造成した基金を原資とする補助金を活用し、間伐材等の利用を促進するための木材加工流通施設整備等を行う企業に対する補助金を追加するものである。公共事業費は、これらの事業で1億4,306万4千円の増となっている。

次に、単独事業である。「別子山地区バス車両購入事業」については、瀬戸内バスの川之江・別子山線及び別子橋・別子山支所線の廃止後に、通学・通院などに支障が生じないように、新たに、別子山地域内及び四国中央市方面への別子山地域バスを運行するための車両を購入しようとするものである。次の「都市公園整備事業」については、現在整備している中萩きらきら公園に、スポーツ振興助成金を活用し、フットサル場を整備するため、工事費を追加するものである。単独事業費はこれらの事業で、5,418万円の増となっている。

次に、施策費である。「愛媛マンダリンパイレーツ出資事業費」については、地域密着型のプロスポーツの推進と、スポーツ振興を通じた地域の活性化のために、愛媛マンダリンパイレーツの出

資要望に応じて出資しようとするものである。次に「感染症等予防費」については、新型インフルエンザ対策として、重症化しやすい乳幼児等の、死亡や重症化を防ぐために、新型インフルエンザワクチンの接種を促進するために補助金等を追加するものである。施策費は、これらの事業で、1億5,758万5千円の増となっている。

経常経費については、渡海船事業特別会計ほか4つの特別会計繰出金及び「重度心身障害者(児)医療費」などのほか、給与改定等による人件費の補正等で、6,183万3千円を減額している。これらを賄う財源については、国庫支出金、県支出金等の特定財源のほか財政調整基金繰入金を一般財源として充当している。

次に特別会計についてである。渡海船事業、公共下水道事業及び国民健康保険事業については、給与改定等による人件費について予算措置するものである。次に介護保険事業特別会計については、要介護認定者数の見込み増に伴う保険給付費の追加と人件費補正等について予算措置するものである。次に後期高齢者医療事業特別会計については、保険料還付金の増に伴う償還金の追加及び人件費補正について予算措置するものである。

<教育委員会事務局長>

議案第83号及び84号について説明する。まず、議案第83号「新居浜市立学校教育施設使用料条例の一部を改正する条例」の制定についてである。現在、市立学校の体育施設については、地域のスポーツ振興のため学校教育に支障のない限り、市民の皆様には開放しているが、運動場の夜間照明設備の使用時には、利用者の方から使用料を徴収している。本議案については、受益者負担の公平化を図るため、体育館、武道場を利用している方からも照明設備の使用料を負担していただくとするものである。改正の内容としては、この条例がスポーツに利用するために学校体育施設に設置された照明の使用料について定めることを明確にするため、題名を「新居浜市立学校体育施設照明設備使用料条例」に変更すること、委任事項として第5条を加えたこと、また、運動場の照明設備使用料が概ね電気料金、維持管理経費等の3分の1となっていることから体育館、武道場も同様に算出し、体育館は1回3時間につき200円、武道場は1回3時間につき100円の使用料を徴収しようとするものである。なお、この条例は、一部の規定を除き、平成22年3月1日から施行し、改正後の規定は、同年4月以降の照明設備の使用について適応したいと考えている。

次に議案第84号「新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定についてである。現在本庁5階に設置している発達支援課が、その機能を生涯学習センターとして使用している旧図書館に移転し、その中で現在分散している相談業務や言葉の教室等を旧図書館に統合し、「(仮称)子ども発達支援センター」として業務を開始する予定であるが、それに伴い生涯学習センターが市民文化センター本館2階に移転するため、現在会議室や結婚式場として料金設定をしている市民文化センター本館2階の会議室を廃止するため、別表第3を削除するものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行し、文言改正等の一部の改正規定は公布の日から施行したいと考えている。

<経済部長>

議案第 8 5 号「新居浜市別子山地域バス運行条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。

本議案は、現在、別子山住民が通学、通院等に利用されている、せとうちバスの川之江・三島・別子山線及び別子橋・別子山支所線の 2 路線が、平成 2 2 年 4 月末をもって廃止される予定であるため、その代替手段として、別子山地域バスの運行を拡大し、別子山住民の生活に支障を生じない交通手段の確保を図るために、一部改正を行うものである。改正の内容については、運行区間に、別子山支所前停留所から三島駅前停留所まで、別子山支所前停留所から別子橋停留所までの 2 区間を追加すること、別子山地域で乗車し、かつ、同地域で下車する者については、普通使用料、定期乗車券及び回数乗車券による使用料を半額とするものの 2 点である。なお、この条例は、せとうちバスの路線廃止日が確定した後、規則で定める日から施行したいと考えている。

<環境部長>

議案第 8 6 号、8 7 号及び追加提出を予定している墓地条例の一部改正について説明する。

まず、議案第 8 6 号「新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。本議案は、衛生センターの使用に係る使用料の納付期限を実情に即したものに改めようとするものである。衛生センターの使用料については、使用業者が、当月分の使用料を翌月 5 日までに納入する事となっているが、納期限に納付することが困難な場合があることから当該使用料の納期限を適切に定めることができるよう条例の規定を改めるものである。この条例は、一部の規定を除いて平成 2 2 年 1 月 1 日から施行したいと考えている。

次に議案第 8 7 号「新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。本議案は、平成 1 8 年 4 月に改定した下水道使用料について、今年度末でその算定期間が経過することから平成 2 2 年度から 2 5 年度までの 4 年間で算定期間とする新たな財政計画のもと平均 1 2. 2 6 % の引き上げを行なおうとするものである。使用料の算定にあたっては、維持管理費については、汚水に係るもののうち、一般会計で負担すべき経費を除いた全額を、また資本費については、各市の状況等を考慮して汚水に係るものの約 5 1. 5 5 % を算入し、使用者が負担すべき汚水処理経費を 1 m³あたり約 1 5 1 円とするものである。なお、1 世帯あたりの月平均使用水量 2 0 m³における 1 か月あたりの負担額は、税込みで現行の 2, 1 5 2 円が 2, 3 6 2 円となり、改定率は、9. 7 6 %、月額 2 1 0 円のアップとなる。なお、この条例は平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年 4 月分として徴収する使用料から適用したいと考えている。

追加予定している「新居浜市墓地条例の一部を改正する条例の制定について」説明する。

本議案は、平成 2 1 年度平尾墓園に建設している合葬式墓地が年度内に竣工し、平成 2 2 年 4 月 1 日から供用開始するために行うものであり、合葬式納骨壇の区画として 1 人用及び 2 人用を置こうとするものである。使用者の範囲については、従来、申請者の住所要件を定めておりましたが、合葬式墓地の特性から、被葬者が市内居住者であれば、申請を許可できるものとしている。合葬式納骨壇の使用期間については、最長 2 5 年とし、使用期間の中で 1 回に限り変更ができるものとしている。合葬式納骨壇の使用料については、1 人用が 1 年につき 1 万 5 0 0 円、2 人用が 1 年につき 2 万 千円といたしております。また、合葬式納骨壇の使用料を設定するに当たり、平尾墓園の使用

料についても、52万5千円に改定しようとするものである。また、平尾墓園以外の真光寺墓地、黒岩墓地及び土ヶ谷墓地の市営墓地の再使用許可を行うため、使用料改定をする。

これらの市営墓地については、区画の形状及び面積が不定であるため単位当たりの単価の設定を行うこととし、現行の1.4平方メートル区画520円、3.3平方メートル区画1,260円を0.1平方メートル当たり2万千円に改正しようとするものである。なお、この条例は、平成22年4月1日から施行したいと考えている。

<福祉部長>

福祉部の12月議会追加予定の議案は、「新居浜市国民健康保険条例」の一部を改正する条例の制定についてである。今回の改正は、地方税法の改正に伴い、国民健康保険法施行令が改正されることから、新居浜市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものである。現在、当政令改正は法制局審査中であり、パブコメ・審査等終了後の11月下旬に公布される予定である。その改正を受け追加上程したいと考えている。

市長 以上で議案については終わる。質問はないか。

給与改定については、昨日まで水道局を含めて、3組合と交渉を行なっている。マイナス改定であるので、合意には至っていないが、現在の民間企業の状況などを考えて一定の理解は組合側にもいただいているのではないかと考えている。住居手当の廃止は今年度はしないということでこれまで臨んでいるところである。

(2) 議会答弁課題の進捗状況報告について (関係部局)

市長 それでは次に議会答弁課題の進捗状況ですが、今回も特に報告が必要という項目に絞って説明をお願いします。

<別添資料「議会答弁課題進捗状況整理表」に沿って説明。総務部、福祉部、消防本部は報告項目なし>

<企画部長>

駅前土地区画整理事業と駅舎について。駅舎の改修については、市の負担も視野に入れながら、JR四国への積極的な働きかけを行なっていくと答弁している。対応内容としては、JR四国との協議を平成21年5月から4回行なっており、改修内容や負担割合等について協議を行っている。また、今月11日には、都市基盤整備促進特別委員会がJR四国と意見交換を行なっている。今後の見通しであるが、JR四国の基本的なスタンスとしては、経営状況などから、増収に結びつかない駅舎改修への投資は難しいとのことであるが、外壁改修及び自動ドア設置は基本的に合意している。なお、JR四国への補助金支出には、総務省の同意が必要であるため、改修内容や負担割合等について、総務省と協議しながら進めていく。

<市民部長>

まず、23番ワンストップサービスの取組状況について。過去いろいろなことを積み重ねているが、現在新しく進もうとしているは、平成21年11月17日から遺族の立場に立った「死亡に係る諸手続きのサポートシステム」を関連各課と協調しながら試行している。

次に、27番住宅新築資金等貸付事業について。11月4日に県内市町の事務担当者会を開催し

た。愛媛県副市長会春期会議において合意を得た連絡協議会の設立について、県内各市及び町も含めた正式な県レベルでの連絡協議会とすることについて新居浜市から提案を行った。提案内容について各市町へ持ち帰り検討することについてお願いをした。また、今後の協議会の発足時期、参加不参加等について後日新居浜市から調査を行う旨お願いをした。

最後に30番であるが、9月議会において新たにDV防止に向けての支援についての質問があった。対応内容、今後の見通しについては、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置は、今後の国、県及び県下市町の動向を見ながら、必要性に応じて調査及び検討を行っていく。

<環境部長>

環境部からは、3件説明する。

まず、10番地球温暖化防止対策について。対応内容としては建築指導課で対応している太陽光発電導入補助金は11月10日現在で34件受付しており、また、みどりのカーテン事業についてはゴーヤを育成してもらったモニター60世帯から報告を受けている。今後の見通しとしては、市、市民、事業者の取組み体制として今年11月28日に地球高温化対策地域協議会の設立総会の開催を予定している。

次に、17番の公害防止協定について。住友関係企業と平成21年11月4日に新しく環境保全協定を締結したためこの課題は完了した。

次に、20番目として新たに落神川周辺の浸水対策について。9月議会において遊水地堤防の嵩上について質問され、平成21年8月に西条地方局に要望しているところである。

<経済部長>

筏津山荘改築事業について。別子山地域審議委員との協議により、改築プラン自体は同意がとれた。運営先である(有)悠楽技に対し、地域から厳しい意見があり、地域審議会の協議も踏まえて、(有)悠楽技の組織、運営等の改善を優先することが必要となっている。このため、(有)悠楽技の組織、運営等の改善について検討している。平成22年度に基本設計に着手できるよう、(有)悠楽技の改善に努め、改築プランへの地域住民の賛同を図っていきたい。

<建設部長>

建設部からは4項目について状況を報告する。

まず、項目24番快適な生活空間の形成について。今年度から2カ年計画で中萩きらら公園の工事を施工中である。また、スポーツ振興助成金の交付決定されたことにより、12月補正で人工芝のフットサル場の追加施工を予定している。

次に、項目28番通学路の安全及び項目32番市民文化センター及び中央公園東側路上一時駐車について。自転車歩行者道の整備計画について新居浜警察署と日曜市を進める会との協議が整ったことから、10月30日付けで一時駐車可の解除要望書を新居浜警察署に提出した。公安委員会の許可がおりれば、市政だよりや工事予告看板等により駐車帯廃止の市民周知を行い、今年度に歩車道分離用ブロックの設置及び自歩道のカラー表示を実施する予定である。

次に、項目38番収入超過者への対応について。平成21年8月31日付けで収入超過者8名に対し「高額所得者状況調査票」を発送し7名から回答があり、10月28日から7名と面接相談を

開始している。現在までの成果としては1名が退去、3名が退去時期の交渉中となっている。今後とも引続き、機会あるごとに粘り強く収入超過者に対し義務の履行を求めていく。

次に、項目40番平形外山線南中学校西側の道路拡幅について。9月議会での新規答弁課題として掲載した。平成14年以降、墓地移転問題について地元の理解が得られず移転協議がなされていないことから、今年度中には自治会役員等の地元関係者に事業の経過説明をするなどして協議を再開したいと考えている。

<水道局長>

新山根配水池の建設について。平成21年度は、造成地の地盤解析、地盤対策工法の検証、配水池建設計画の策定、実施設計という計画で取り組んできた。現在までの進捗状況は、現造成地の地質調査及び地盤解析の結果、地盤の支持力を強化すれば、配水池の建設が可能であることが確認できた。地質上の問題点については解決できた。地盤対策工法案についても作成している。次の段階は、地盤強化対策及び配水池建設の実実施設計であるが、配水池建設の実実施設計においては、上部給水区に留まらず、市全体の給水人口や計画1日最大給水量の見直しを踏まえた検討が必要である。今後、給水人口が減少することが予想されており、規模の最適化を図らなければならないと考えている。今後の行政区域内人口については、策定中の第5次長期総合計画のなかで目標値が示されることになっており、その目標値を踏まえ、給水人口や計画1日最大給水量等の見直しと上部給水区の詳細計画の策定、配水池建設実施設計を行っていきたいと考えている。

<教育委員会事務局長>

教育委員会からは2件報告する。

まず、7番の学校開放事業の使用料の見直しについて。平成21年12月議会において新居浜市立学校教育施設使用料条例の一部改正を行い、学校教育施設のうち、体育館、武道場の照明の使用料を徴収する方向で対応中である。議決されれば、平成22年4月分から体育館、武道場の使用料徴収を行うこととなる。

次に、11番の学校選択性の見直しについて。平成21年10月に中学校選択制の申請者を対象にアンケート調査を実施した。11月には小学6年生全員及び中学生（選択制申請者）を対象を広げ、保護者・児童生徒の中学校選択制に対する意見を聴取し、引き続き、他市の状況等の調査も行う。他市の状況等の調査のほか、選択制に係るアンケート調査の結果その他の意見を踏まえながら、今後の中学校選択制のあり方について検討していく

市長 太陽光発電の34件の受付は多いのか、少ないのか。

建設部長 現在少ないのは、国の方の補助金の申請を行なっている方は多くいるが、新居浜市は完了後に申請してもよいことになっているので、年明けぐらいから完了した方からの申請が増えるのではないかと考えている。

市長 議会答弁進捗状況については以上のとおりとする。次の議題に移る。

(3) 10か年実施計画要望状況について (企画部)

市長 10か年実施計画要望状況について、企画部から説明をお願いする。

<別添資料「平成22年度10か年実施計画要望状況」に沿って説明>

<企画部長>

平成22年度の10か年実施計画の要望状況について、一般財源ベースでの比較で説明する。

今年も枠配分方式で要望していただいたが、10か年の要望額の合計は、606億825万5千円で、要望上限額の596億8,488万8千円に対し、9億2,336万7千円増額の状況である。要望額のうち別枠分が9億3千万円である。

別枠認定事業の主なものは、戸籍業務電算化事業（戸籍システム更新）36,603千円、窓口サービス向上推進費（フロアマネージャー設置）42,840千円、別子山地区公衆便所整備事業（別子山登山道トイレ整備）52,640千円、ものづくり人材育成施設建設事業補助金200,000千円、発達支援相談事業（重度の肢体不自由障害児特別支援学級の支援等）43,200千円、小学校特別支援教育支援員派遣事業（同左）30,640千円、地域スポーツ育成事業（スポーツ活動推進補助金の委託事業化）33,577千円、港湾・海岸（補修事業）（新居浜港改修（統合補助）事業による既存泊地の浚渫）102,000千円等である。

当初予算編成方針で示した10か年財政計画9月見直しでは7億4千万円の財源不足を生じていたため、要望を満額認めた場合の不足額は17億円となる。また、来年度、平成22年度は、10か年財政計画9月見直し時点よりも、3億4千万円の増額となっている。今後、予算査定での調整が必要と考えている。また、現在、予算編成ということで、財政課、総合政策課がヒアリング作業を行なっているが、国の予算自体が不透明であるので、情報が収集できればそれを予算に反映していくという形での編成作業として取り組んでいきたいと思うので、よろしく願います。

市長 以上が議題である。

3 連絡事項

市長 何か連絡事項はあるか。

 ないようなら、これで第9回庁議を終わる。